

(仮称) 山口市手話言語条例(素案)に対するご意見及びこれに対する考え方

- 1 募集期間 令和3年9月27日(月)から令和3年10月26日(火)まで
- 2 意見提出者 2名

意見者	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
意見者1	<p>山口市は全国でも山口県内でも遅れをとりましたが、それを覆い返すほどの全国に誇れる素晴らしい手話言語条例の内容に仕上がっています。</p> <p>聴覚障害者が手話を誇りを持って使い、また、より多くの市民に手話が認識されて手話を使う聴覚障害者が人として尊重されるようになり、聴こえない子供達が未来に希望が持て、ろう教育の質の向上に結びつき、これまでよりさらに素晴らしい山口市になると期待できる内容だと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>本条例が契機となり、手話が言語であるという認識が市民全体に広がり、誰もが手話を使用しやすい環境が構築されていくことで、いただいた内容への期待に応えられますよう、議会といたしましても、積極的に働きかけてまいります。</p>
意見者2	<p>難聴者は日本語をマスターして無いと曖昧な手話を覚え健聴者も同じです。80%は手話を知らないし筆談が良いとデータにあり顔を見ながら筆談を広げる方が良いです。今はスマホや器具に字幕できるようになっており山口市は要約筆記を広げて下さい。耳マークは山口県の中で山口市は多く全国でもトップの中に入っており(筆談します)の大切さを今後も願っております。</p>	<p>本条例は、手話が言語であるという認識を広め、手話への理解の促進と普及を図るために制定するものです。</p> <p>ご意見をいただきましたように、筆談や要約筆記につきましても、聴覚に障がいがある方にとって大切なコミュニケーション手段であると認識いたしております。障がいの特性に応じてコミュニケーション手段を選択し、利用できる環境づくりのために、議会といたしましても、積極的に働きかけてまいります。</p>